

## 第三者評価結果入力シート（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

### ①第三者評価機関名

NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センターナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

### ②評価調査者研修修了番号

SK18096
S18022
SK18094

### ③施設名等

名 称：	乳児院相模原南児童ホーム
施設長氏名：	曾我 幸央
定 員：	22名
所在地(都道府県)：	神奈川県
所在地(市町村以下)：	相模原市南区新戸905-1
T E L：	046-251-5590
U R L：	<a href="http://www.chusinkai.net/">http://www.chusinkai.net/</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	41.730
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 中心会
職員数 常勤職員：	28名
職員数 非常勤職員：	5名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	15名
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（カ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	4ユニット 各ユニット(6名・18.38㎡)に、寝室、ほふく室、リビング・ダイニング
施設設備の概要（イ）設備等：	観察室/病室/親子訓練室/相談室
施設設備の概要（ウ）：	鉄筋コンクリート3階建(児童養護施設と合築)2階部分を乳児院として使用
施設設備の概要（エ）：	

#### ④理念・基本方針

##### 【理念】

私たちは、私たちが活動する地域社会において、自分や自分の大切な人が抱える心身の障害や生活環境上の問題によって、様々な「不自由」「生きにくさ」を現に経験し、または経験するだろうリスクを有する人々に対して、適切な専門性の担保された養護、介護、及びこれに関連する諸サービスを提供することを通じて、誰もが自分の存在に誇りを持ち、生きる喜びを享受するとともに、自分の家族や隣人の存在を素直に喜ぶことができる社会づくりに貢献します。

##### 【基本方針】

1. 子どもたちの分離不安をなくし、特定の大人との愛着関係を築くことにより、他者を信頼する基盤を形成します。
2. 子どもたちが、力の支配によらない、安心して安全な生活を送れることにより、負の連鎖を断ち切り、将来に渡って、力の支配をしない人間になれるように支援します。
3. 子どもたちが、愛されている実感がもて、自己肯定感が持てるように支援します。
4. 子どもたちが、家庭に帰れるために、児童、保護者に対して最善の支援を行い、親子が「一緒に暮らして良かった」と思えるような支援を行います。

#### ⑤施設の特徴的な取組

・地域向けの親子サロンや無料学習会の開催、ファシリティの貸し出し、生活困窮家庭の支援など、地域へのサービスを積極的に行っている。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/5/30
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/1/10
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

## ⑦総評

### 【概要】

社会福祉法人中心会相模原南児童ホーム乳児院は、児童養護施設との合築により2014年4月に小規模ユニットとして養育・支援を開始しました。定員は22名で0歳から就学前までの子どもが1ユニット6名の4ユニットで生活しています。より家庭に近い落ち着いた環境の中で、養育者との愛着関係を育み、安心・安全な生活を目指して養育・支援に取り組んでいます。心理療法担当職員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員を配置し、退所後も子どもが安定した生活を送ることができるよう子どもや保護者への支援を行っています。

### 【特に優れていると思われる点】

#### 1. 子どもの発達や興味に応じて楽しく遊べるよう工夫しています

職員は乳幼児の発達や好みに応じた遊びの導入や展開が出来るように、手遊びを学んだり、絵本の読み聞かせのスキルを学んだりして、子どもと楽しくかかわるための工夫をしています。研修会では他施設の職員との交流の中で情報交換を行い、子どもとの関わり方を学んでいます。また、子どもへの対応で発達に応じた関わりができていないか、受容的な態度で関わっているかなどを他部署からのアンケートを実施して振り返り、職員会議でスキルや環境についても話し合っています。

異年齢の子どもが生活を共にしているのでユニット内の環境設定は難しい面もありますが、パーテーションで区切ってコーナーを設け、子どもがコーナーでままごとやブロックなど好みや発達に合った玩具を選んで遊べるようにしています。また、子どもが遊びたいおもちゃが分かるようにユニット内の収納棚をオープンにして、高いところにあるおもちゃは子どもの要求によって職員が出し入れし、低いところのおもちゃは口に入らない危なくないものを子どもが自分で取り出して遊べるよう工夫しています。

#### 2. 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組を行っています

今年度、乳児課の目標にヒヤリハット対策を挙げ、安全確保に関する、原因と再発防止に向けて取り組んでいます。乳幼児の危険を回避し安全を守る活動として、職員は、ヒヤリハット、事故事例の振り返りを行うほか、KYT（危険予知トレーニング）研修などを行い、再発防止策の検討により養育・支援の質の向上に向けて、組織として取り組んでいます。

散歩場面では丁字路、踏切付近等、室内ではキッチンや子どもの生活場面を写真に撮り、危険が予想される場面のデータの収集を行い、収集したヒヤリハット事例から養育内容・環境の検討を行い、改善のための実践に結び付けています。ヒヤリハット報告は毎月ユニット会議で取り上げ、これまでにユニット内のテレビボードを改良し事故に繋がらないよう検討、改善した事例もあります。そのほか職員は、AED操作研修、事故を発生させない運転担当者の役割、子どもの怪我及び疾病等への速やかな対応についてトレーニングを実施し、安心・安全な養育・支援のために取り組み、子どもの安全確保に努めています。

#### 3. 子どもと地域との交流を広げるために地域とのふれあいを大切にしています

子どもたちが外界への興味を広げられるように日常的に戸外に出かけ、相模川河畔の散歩や遊歩道で芝桜や紫陽花、河津桜、菊の花の鑑賞などを行っています。田植えや稲刈りの見学でザリガニやバッタと遊んだり、草花で遊んだり、季節を感じ地域の人や自然との触れ合いを通じて、ルールのある遊びを知ったり、命の大切さを知るなど、豊かな生活を保障しています。また、地域の人からさつまいもほりに招待してもらったり、相模大塚祭りの見学に出かけたり、芝さくらの苗植えを行うなど地域の行事に参加しています。施設は地域との「協働」を理念に位置づけ、さまざまな場面で地域との協力関係を築き、地域貢献にも努力しています。

### 【特に改善や工夫などを期待したい点】

#### 1. 理念の実現に向けてビジョンを明確にし、職員に方向性を示すことが望めます

法人の理念のもとに策定された10年ビジョンは平成30年度で終了となっています。法人や施設の理念のもとに養育・支援に取り組んでいますが、国の新しい社会的養育ビジョンの策定により31年度は単年度計画の策定にとどまり、明確なビジョンや中・長期計画が示されていません。国の政策が転換期であり相模原市との検討も必要で施設独自の策定には限界がありますが、法人や施設の理念の実現に向けて早期にビジョンを明確にし、職員にも方向性を示すことが望めます。その上でビジョンを達成するための中・長期計画を策定し、中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定が求められます。

#### 2. 子どもへのより質の高い養育・支援に向けて、継続して人材確保や定着化に取り組むことが期待されます

人材確保や育成に関する方針は法人が定め、年間採用スケジュールのもとにホームページに採用説明会の日程等情報を掲載し人材確保に努めていますが、施設では必要な人材の確保や職員の定着化が十分ではない現状があり、課題となっています。特に夜間帯は職員数も少なく、子どもが泣いても、すぐに対応できない場合があります。また、子どもが満足感の得られる養育者との遊びの時間を十分確保し、言葉を獲得し始めた子どもが話しかけてきたときは、できるだけその場で聞くようにしていますが十分ではありません。施設では神奈川県や相模原市主催の保育者向けの説明会で仕事の紹介を行ったり、各学校での就職セミナーに参加して採用説明会等を実施し、ホームページやフェースブックでは、施設での活動を写真で紹介して施設のイメージアップを図っています。今後も、子どもへのより質の高い養育・支援に向けて、職員がやりがいや余裕を持ち安心して働けるよう、継続して人材確保や職員の定着化に取り組むことが期待されます。

#### 3. 乳児のプライバシー保護について職員が共通の認識を持ち、互いに検証することが望めます

施設としての管理規程や養育の質向上マニュアルに子どもの権利擁護や虐待防止について明文化し実施しています。子どものプライバシー保護について、職員が定期的に確認する「OJTチェックリスト」に内容は含まれていますが、乳児としてより具体化した内容の記載があると職員が共通の認識をもって子どもに接することができます。施設長が職員に養育ブックを使用した勉強会を開催し、「より適切なかわりをするチェックポイント」の活用に取り組んでいますが、さらに、OJTチェックリストの内容を再確認するなど、乳児のプライバシー保護について、職員が共通の認識を持ち、互いに養育・支援の場面で感じた気持ちを共有し、検証することが期待されます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

相模原南児童ホームを開設してから今回が2回目の第三者評価でした。「前回の時より、全体を通して質があがっている」といった評価をいただきました。しかし、まだまだ不備な点も多く、今回、指摘を受けた点の改善に努め、子どもたちの最善の利益のために職員と一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

## 自己評価結果表【タイプA】（乳児院）

### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
コメント ○施設のホームページに法人の経営理念「私たちの使命、私たちの目指す姿、私たちの信念」を明示し、事業計画に施設の運営方針4項目を記載しています。理念は法人、施設が実施する養育・支援の内容などを踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。 ○運営方針「子どもたちの分離不安をなくし、特定の大人との愛着関係を築くことにより、他者を信頼する基盤を形成します」ほか3項目は職員の行動規範となっています。 ○理念や方針を記載したミッションカードを全職員が携帯し、日々確認できるようにしています。また、月1回職員会議で、「養育・支援の実践がどう理念に結び付いたか」職員の行動事例を紹介して事例集を作成し、理念や方針に対する理解を深めるよう継続して取り組んでいます。 ○保護者には入所時に保護者用事業計画を配付し、運営方針を説明しています。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
コメント ○社会福祉事業全体の動向について、施設長が参加する社会福祉経営者会全国大会や全国乳児福祉協議会、神奈川県乳児院施設長会議などで厚生労働省等の報告を受け情報を把握し分析しています。乳児院は将来、乳幼児総合支援センターへの機能転換を想定しているなど政策情報について把握しています。 ○神奈川県施設長会に出席し、支援を必要とする子どもに関するデータの収集、乳児院としての将来の機能変化など策定動向についての課題を把握し分析しています。 ○施設長は施設入所を必要とする子どもの推移や利用率について毎月分析し、管理職会議（理事長・施設長・児童課長・乳児課長・係長）で情報を共有し、経営状況を把握しています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
コメント ○経営環境や財務状況については施設長をはじめ各部署ごとに定期的に分析し、管理職会議、スタッフ会（施設長・乳児課長・係長2名）で施設長が経営に関する課題や問題点を報告し共有しています。 ○施設長が職員会議で課題について説明し、職員に周知しています。養育・支援のスキルアップが必要であるという課題について、施設長が「養育ブック改訂版」（神奈川県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会・子どもの権利擁護研究会）を使用して2か月ごとに研修を行い、子どもの権利擁護のスキルアップに取り組んでいます。 ○職員の定着を図れるよう新任職員のエルダー制度や資格取得支援制度の活用に取り組んでいます。また、人員配置を厚くすること、職員体制、一時保護加算についての経営上の課題の改善に向けて、児童相談所や相模原市と検討し、改善を図るよう取り組んでいます。	

### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
コメント	
●家庭的養護推進計画にて、ユニット人数を6名から4名体制に変更する、乳児院を乳幼児総合支援センターに移行するなど国の政策が転換期を迎えており、平成30年度までの10年ビジョンが終了となった31年度は中・長期計画策定について法人案を相模原市に提出して市と検討中であり、中・長期計画の完成に至っていません。中・長期計画の早期策定が望まれます。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
コメント	
○事業計画は法人理念、運営方針に基づいて策定されており、今年度の第一目標として安全確保を掲げ、従来個人レベルで行っていたものを全体の問題として考えていくこととしています。目標達成手段としてヒヤリハット対策、原因と再発防止策の検討、養育内容、養育環境の再点検をあげており、達成度評価の基準も明確にしています。 ●単年度の事業計画は策定されていますが、中・長期計画がないため中・長期計画の反映については評価ができません。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
コメント	
○事業計画策定の際はユニットと関係各課ごとに、今年度の反省、次年度の目標や課題について話し合った結果を反映して全体の事業計画を策定しています。事業計画はユニット会議で職員に周知されています。 ○事業計画は、職員の目標が明確になり、進捗管理が容易にできるよう、取り組みの計画として、項目別に現状や課題・目的を明確にし、対応策を挙げています。 ○職員会議で事業計画の進捗状況を話し合い、見直しの結果、沐浴槽の設置、テレビ台の特注、ドッグセラピーの実施などを実行しました。	
② 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
コメント	
○保護者には「2019年度相模原南児童ホーム事業計画 保護者の皆さまへ」を作成し、配付しています。保護者会はありませんが、面会に来た保護者には口頭でも説明しています。 ○保護者への配付資料で、今年度の事業計画の主な内容である課題について、職員の援助技術の向上やヒヤリハットによる事故の予防への取り組みなどを説明しています。	

### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
コメント	
○職員は2か月に1回、乳児院「倫理綱領」「乳児院養育指針」の読み合わせを行い、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を用いて自己評価を行い、上司から意見を聞いたり指導を受け改善し、組織として養育・支援の質の向上に取り組んでいます。 ○職員は「OJTチェックリスト」「態度・マナーに関する評価項目」を用いて自己評価し、シートに基づいて上司が面談を行う体制があり、定期的に質の向上に取り組んでいます。 ○毎年、第三者評価項目を用いて職員一人ひとりが自己評価を行い、第三者評価を3年に1回受審しています。受審により抽出された課題はスタッフ会で検討し、職員会議で周知しています。検討結果は次年度の事業計画や「相模原南児童ホームの養育の質向上マニュアル」に課題として取り上げ、組織的、計画的に取り組んでいます。	

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

コメント

○定期的に職員が実施する「権利擁護に関するチェックリスト」や「OJTチェックリスト」「態度・マナーに関する評価項目」の自己評価結果は上司と面談の上、課題を明らかにして次回へ向けて改善に取り組んでいます。施設としての課題についてユニット会議や職員会議で検討し職員間で共有しています。  
 ○第三者評価結果から明確になった課題についても職員会議で検討し、施設の重点項目として次年度の事業計画に挙げ改善の取り組みを計画的に行っています。  
 ○改善の実施状況は年2回8月と12月に評価、見直しを行い、次年度につなげています。「養育・支援の質向上への組織的・計画的な取り組み」3項目を今年度の課題としています。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者  
評価結果

① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

コメント

○施設長は今年度5月、施設の経営・管理に関する方針と取り組みや自らの役割と責任を掲載した「相模原南児童ホームの養育の質向上マニュアル」を作成し、職員に配付、職員会議で説明しています。  
 ○施設長は子どもの権利擁護や虐待の防止のための措置、乳児をはじめ施設全体の管理に関わる役割や責任について、乳児院管理規程に定め、相模原南児童ホームの養育の質向上マニュアルに明記し、職員に周知しています。  
 ○有事の際は施設長がリスクマネージャーとして指揮をとり、リスク発生予防に努めています。また、「地震・火災通報対応マニュアル」に沿って施設長が対応し、不在時は副施設長が対応することとしています。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

コメント

○法人の組織及び職務権限に関する規程や経理規程の中に利害関係者との適正な関係の保持について規定し、施設長は順守に努めています。  
 ○施設長は神奈川県児童福祉施設協議会の施設長会での「子どもの養育ブック」作成に関わる中で、弁護士から法令に関する情報を得て制度や法令順守に取り組んでいます。  
 ○施設長は職員に子どもの権利擁護に関する研修や乳児院養育指針の学習を昨年度は2か月に1回行い、児童福祉法や虐待防止法などを周知し、他県での事例を通して順守すべき法令について職員に周知しています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

コメント

○施設長は年2回、係長から職員の「OJTチェックリスト」による面談結果報告を受け、現状や課題把握に努めるとともに、養育の質向上のために、自ら職員に乳児院養育指針の理解のための研修や改訂版養育ブックを使用した子どもの権利擁護についての職員研修に取り組み、施設全体の養育技術を高めるようにしています。  
 ○施設長は相模原南児童ホーム養育の質向上マニュアルを作成して、年1回の自己評価や3年に1回の第三者評価を受審し課題解決に組織的・継続的に取り組んでいます。また、職員に必要なスキルを身につけるために内部・外部研修を計画的に位置づけ、人材育成に取り組んでいます。今年度の外部研修として大学講師により「乳幼児期の子育ての原点一身体触れを感じる心・育つ心」を実施し、養育・支援の技術向上に取り組んでいます。  
 ○施設長は神奈川県社会福祉士会に加入し、社会福祉に関する研修を受講するなど自己研鑽に努めています。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
コメント		
<p>○施設長は基本方針の実現に向けて、職員の人員配置の見直しや加算職員の確保など法人への要求と共に施設内での経営改善に取り組んでいます。</p> <p>○施設長を中心に各課ごとに業務内容について検討し、スタッフ会議で改善計画を検討しています。職員の働きやすい環境整備や子どもの最善の利益を優先した上での時間内業務の効率化などに取り組み、今年度は駐車場の整備や、ユニット内設備改善として沐浴層の設置を行い、子どもの清潔維持と職員の体への負担の軽減など働きやすい環境作りに指導力を発揮しています。</p> <p>○施設長・課長・係長との面談などで職員の要望を聴き取り、働きやすい環境となるよう取り組んでいます。現在、職員は人材確保の観点から、ホームページやフェイスブックなどに、仕事のやりがいや施設での活動を写真などでわかりやすく紹介し、施設のイメージアップを図り、人材確保の改善に向け取り組んでいます。施設長は法人に予算請求などを行い、積極的に活動に参画していますが、人材不足で十分な人材が確保できない現状があります。</p>		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
コメント		
<p>○人材確保や育成に関する方針は法人が定め、施設としての人材確保は神奈川県や相模原市主催の保育者向けの説明会に出向いたり、ホームページでの採用情報の提供、採用説明会の実施など年間採用スケジュールを基に人材確保に努めています。</p> <p>○養育・支援に関わる社会福祉士、保育士、看護師、栄養士など有資格者を採用し、それぞれの役割を乳児院管理規程に定めて育成・研修計画を基に育成に取り組んでいます。また、法人が資格取得支援制度を設けて働きながらの資格取得を奨励しています。</p> <p>○基幹的職員をはじめ家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・心理療法担当職員・個別対応職員などの加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めています。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
コメント		
<p>○法人で定めた経営理念(1)私たちの使命(2)私たちの目指す姿 (3)私たちの信念を基に「成長のステージ」に職種ごとの期待する職員像を明確にして、育成方針を示しています。</p> <p>○人事基準は法人の給与規程に定め、給与規程に則って決めています。職員の専門性や職務遂行能力などは業務要領書理解度評価(年1回)や態度・マナーの評価項目による係長との面談(年4回)、個別職員の個人品質目標管理シートの面接(年2回)などで判断しています。また、指導監督職への登用や、働きながら資格が取得できる「資格取得支援制度」を設けるなど、成果を評価する仕組みがあります。</p> <p>○職員アンケートを年1回実施し、課長や係長との面談で意向・意見を把握し、意見に基づいて検討しています。</p>		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

コメント

○施設長は職員の有給休暇の消化状況や就業状況を把握し、事務職員や時間外勤務があった場合の協力体制などを工夫しています。  
○施設長は週休と有給休暇を利用して連続5日間の休暇取得を奨励し、職員の心身の健康と安全確保に努めています。  
○職員はストレスチェックを年1回実施し、産業医との面談ができることを周知しています。毎月衛生会議を開催し労働環境についての改善策を話し合っています。  
○ワーク・ライフ・バランスに配慮し、育児休業・介護休業・条件付き正規職員（夜勤なし時短制度）が利用できるよう規定しています。  
○福祉人材の確保には職員紹介制度を取り入れ、年間を通じて確保に取り組んでいます。職員の定着の面から孤立しないようエルダー制度を活用し、安心して相談できる仲間や働きやすい職場作りに努めています。制度を機能させ職員の定着化が図れることが望まれます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

コメント

○「成長のステージ」に示された職員の勤務年数（ステージ1～10）をもとに、職員像・求められる能力が定められています。  
○職員は年度初めに上司と面談しながら個人品質目標を設定し、目標達成のための取組みや研修受講などを実施して12～1月に目標の進捗状況や達成度について上司と確認する仕組みがあります。  
○職員は5月に業務要領書の理解度評価、3か月ごとのOJTチェックリストや態度・マナー自己評価について係長との面談を実施し、個人目標の達成度についての確認も行っています。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

コメント

○「成長のステージ」に期待する職員像（1～10のステージごと）を明示しています。研修計画は「育成計画」と専門資格を明示した「乳児課研修計画」をそれぞれ策定しています。  
○育成計画に基づいて、施設が必要とする専門技術の習得や個々のスキル向上に向けた研修を実施しています。また、「乳児課研修計画」を基に、中心会や乳児院内部研修と外部研修を階層ごと（新任・中堅・上級など）、職種ごとに実施しています。  
○職員は研修受講後、報告書を提出し、係長との面談で研修成果について話し合い今後につなげています。  
○課長は教育・研修が適切に実施されているかについて、係長からの意見や職員の意見を集約して研修内容の評価・見直しを行い、スタッフ会議で結果を検討し次期につなげています。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

コメント

○個別の職員の知識や技術水準、専門資格などは個別品質目標シートや研修受講履歴、業務要領書理解度評価やOJTチェックリスト、態度・マナーの評価項目による上司との面談などの記録から把握しています。  
○年間の乳児課研修計画があり、階層別、職種別、テーマ別の研修を実施し、計画に沿って職員が受講しています。  
○エルダー制度を導入し、中堅職員研修や乳児の専門事例などの研修を受講した入職2～3年の先輩職員が新任職員の指導にあたっています。  
○プラン検討会（施設長・乳児課長兼家庭支援専門相談員・栄養管理課長・健康管理課長・係長2名・里親支援専門相談員・心理療法担当職員）において心理療法担当職員や看護師がスーパーバイザーとなり、心理療法担当職員は子どもの発達面からの助言、看護師は障がい児のかかわり方や赤ちゃん体操の紹介を行うなど専門性の向上に取り組んでいます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

コメント

○「実習のしおり」があり、実習の目的、個人情報保護・守秘義務、実習の心得・注意事項、実習について、など実習に対する基本姿勢を明文化しています。  
○実習生の受け入れ担当は課長・係長となっており、派遣する学校と実習の目的、派遣する生徒の資質などの打ち合わせを行ない、施設で個別にカリキュラムを作成し指導にあたっています。  
○実習生とは、毎日の実習終了後、実習を行ったユニットで職員との反省会を設けています。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者  
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

a

コメント

○設置法人ホームページに経営理念、事業報告・会計報告・監査報告・事業計画を掲載し、情報公開しています。  
○相模原南児童ホームホームページに南児童ホーム通信で地域への活動状況を、その他苦情処理体制、第三者評価受審結果を公開していますが、改善・対応の状況については公開はされていません。  
○「私たちの使命」として、ホームページに社会的養護の理念、事業内容を掲示し、これらの活動は相模原南児童ホーム通信に掲載し、自治会を通して地域住民に配布しています。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

コメント

○事業所内の事務関連のルール、職務分掌、権限・責任は就業規則、管理規定、養育の質向上マニュアルに規定し、個々の業務の詳細については業務要領書に定めています。  
○内部監査は年2回他部署の担当者から業務監査を行っています。法人に対しては監事監査が行われています。  
●法人内の監事監査を行っています。今後はガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する外部の専門家の活用を行うことが望まれます。

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者  
評価結果

① 23 子どもと地域との交流を上げるための取組を行っている。

a

コメント

○地域との関わりは経営理念に「協働」として、地域社会に根を張り、地域社会を育て、支えられて法人の使命を実現することをあげています。  
○子どもたちは職員やボランティアの支援を得て、相模大風祭りの見学に出かけ、芝ざくらの苗植えを行ったりして地域の行事に参加しています。近隣の商店に子どもと一緒に出かけ衣服や靴を調達しています。  
○施設長が、新磯地域のまちづくり会議、青少年健全育成会議の役員として参加し、地域の人たちとのコミュニケーションに努めています。地域の子どもたちに無料学習塾を、毎週土曜日午前中開催し、現在17名の子どもが通っています。

<p>② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a</p>
<p>コメント</p> <p>○ボランティアの受け入れはホームページに「相模原南児童ホームのボランティア活動の考え方」を掲載し、事業所の基本姿勢を明確にしています。  ○ボランティアマニュアルがあり、心がけ、約束事項、乳幼児への対応、緊急時のお願い、個人情報保護、守秘義務について規定しています。ボランティアは現在約120名の登録があり、地域住民や大学生が主な登録メンバーとなっています。ボランティアに対してはボランティア懇親会を開催し、意見交換を行っています。  ○毎年、地域の中学生の職場体験を受け入れ、今年度は3名が乳児との関わりなどを体験しています。受け入れの際は、命の大切さや子どもを育む担い手についての施設の考え方を文書化して伝えています。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a</p>
<p>コメント</p> <p>○関係機関として、相模原市児童相談所、相模原市子ども家庭支援センター、相模原市社会福祉協議会、病院などがあり、ワーカー室に一覧表としてリスト化し、職員には職員会議で周知しています。  ○児童相談所、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会、ショートステイ連絡会とは定期的な連絡会があります。また、まちづくり会議、青少年健全育成会議の委員として会議に出席しています。  ○地域の問題には、課題があればその都度関係機関と協議し、コミュニケーションを取っています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a</p>
<p>コメント</p> <p>○新磯地区まちづくり会議、青少年健全育成会議に委員として参加し、地域ニーズの把握に努めています。会議の結果、不審者情報を得てパトロールの実施に結び付けました。地域のニーズから親子サロン、無料塾の開催を行っています。</p>	
<p>② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>
<p>コメント</p> <p>○地域交流室を親子サロンとして地域に開放しています。ボランティアによる散歩支援、抱っこボランティア、室内、玩具などの消毒、など地域に密着した活動を行っています。  ○今年度の事業計画として、生活困窮家庭支援の七五三のお祝い支援、学習支援の無料塾の開催などをあげています。  ○地域団体のまちづくり会議、青少年健全育成会議の役員として参加しています。  ○ショートステイを通して、保護者のレスパイト、育児相談、子育て支援を行っています。  ○施設の防災倉庫には入所子ども用備蓄品のほかに、地域住民1週間分の防災食(α米・水)を備蓄しています。相模原市立新磯小・相模原市立相陽中学校を広域避難所としていますが、より近く安全な避難場所として、近隣の高齢者等、必要に応じて施設の2、3階の一部を避難場所として提供する用意があります。</p>	

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
コメント	
<p>○施設の運営方針や養育の質向上マニュアルに子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員会議で子どもの権利擁護についての勉強会を行い、職員が理解し、実践するための取り組みを行っています。</p> <p>○2か月に1回勉強会を開催し、「倫理綱領」（全国乳児福祉協議会版）「より適切なかかわりをするチェックポイント」を使用して、自己チェックを行い職員同士の気づき合いを大切に取り組んでいます。</p> <p>○職員は態度・マナーチェックリストの自己チェックを定期的に行い、係長との面談で助言や指導を受け、改善の必要がある場合は面接記録に記し、継続して指導を受けています。</p> <p>○より適切なかかわりをするチェックポイントや養育ブックを使用して職員会議で状況を話し合い、課題がある場合は日ごろの養育を振り返り、改善に努めています。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
コメント	
<p>○おむつ交換や排泄のときはドアを閉め、子どもが安心して過ごせるようにしています。面会に関するプライバシー保護では保護者は居室に入らず相談室や面会室を使用しています。</p> <p>●プライバシー保護について、管理規程や養育の質向上マニュアルに記載していますが、乳児院として子どものプライバシーの視点から、より具体化したマニュアルを策定することが望まれます。</p> <p>●可能な限り保護者には入所時に、個人情報保護についての説明を行い、個人情報利用同意書にサインをもらっています。さらにプライバシー保護に関する取り組み等について説明することが期待されます。</p>	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
コメント	
<p>○施設のホームページやパンフレットに法人経営理念や運営方針を明示し、入所の際の説明文書として「相模原児童ホーム乳児院について」のしおりやパンフレット、保護者向け事業計画を用意しています。</p> <p>○パンフレットなど資料は子どもの1日の生活の様子を円グラフに示し、居室や食事、おもちゃなど写真や図でわかりやすく説明しています。外国籍の保護者にはルビをふって分かりやすくしています。</p> <p>○見学は希望に合わせて行っています。入所児童が散歩などで外出した際に、居室に入らず園庭や廊下側から見学を行っています。</p>	
② 31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
コメント	
<p>○児童相談所職員が同席のもと課長がパンフレットや乳児院入所案内資料を基に、保護者に施設の養育・支援の内容や面会についてわかりやすく説明しています。</p> <p>○入所時に課長は業務要領書の手順に沿って受入から退所までの説明を保護者に行い、同意にあたっては保護者の自己決定を尊重しています。保護者の同意を得たうえで「入所時確認票」、「相模原南児童ホームへの入所同意書」に署名して個別にファイルしています。</p> <p>●意思決定が困難な保護者等への配慮については保護者の思いに寄り添い、受け止めて説明し保護者が理解できるよう努めますがルールなどは定めていません。意思決定が困難な保護者等への配慮について施設が定めた様式のもとに説明が行われることが期待されます。</p>	

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

コメント

○一時保護中に措置になる場合や、他施設への措置変更、里親委託、家庭復帰などの移行にあたっては業務要領書の手順に沿って行っています。  
○移行によって子どもが不安にならないよう、関係機関とのネットワークミーティングを開催して、それぞれが役割分担を行い、支援の継続性に配慮しています。  
○子どもが安定した生活を送れるよう、育成記録を基に引継ぎを行い、措置変更先や行政、保育園などに子どもの生活の様子を記した「情報提供書」を渡しています。  
●退所後の担当窓口として家庭支援専門相談員（課長）を保護者や移行先に口頭で伝えていきます。退所後の相談方法や担当者は文書にして渡すことが望まれます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

コメント

○子どもの満足度については、保護者と面会時に把握しています。また、ボランティアが施設を訪問する際に、職員の乳児に対する対応をアンケートで、子どもが安心して過ごすことができているかを聞き、外部の目を見た職員の子どもへの姿勢を評価してもらっています。結果は課長が表にしてとりまとめ、職員間で検討し課題について改善策を話し合っています。  
○職員会議で養育ブックの読み合わせを行い、子どもの満足度の向上を事例研究として養育・支援の質を高めるために話し合いを行っています。ユニット内では年齢差の大きい子どもたちが一緒に過ごしているため、どのようにして年齢に合った遊びを取り入れるかをユニット会議で話しています。

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

コメント

○苦情処理対応マニュアルがあり、苦情受付担当者を課長、苦情解決責任者を施設長とした苦情解決体制があります。第三者委員を3名立て、直接苦情の連絡ができる体制を取っています。苦情対応の流れをホームページに掲載し、保護者には入所時に説明しています。  
○苦情があった場合は苦情受付簿に記入し、職員会議で改善策の検討をしています。駐車場で子どもが遊んでいて危険との申し入れがあり、各ユニットで駐車場では遊ばないよう徹底する申し合わせをしました。  
○苦情解決体制を整備し、保護者への資料に施設のどの職員にも相談することができることを記載しています。職員以外の第三者委員にも相談できることや電話番号を記載することが望まれます。

② 35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

コメント

○保護者には、入所時に苦情受付体制について説明し、乳児院のほかに第三者委員に直接申し立てる方法があることを説明しています。苦情受付体制はホームページに掲載しています。  
○直接意見を述べにくい保護者にはご意見箱の設置やメール相談の方法を備えています。保護者の相談には相談室を使って他人に聞かれることがないように配慮しています。

③ 36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

コメント

○保護者の相談には、施設長、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員があたっています。親子室で子どもの養育の様子を見て、その場で保護者と話し、相談にのることもあります。  
○ご意見箱の設置をしています。保護者の面会時には意見を聞く機会ととらえて積極的に声をかけています。  
○相談を受けた内容は個別ファイルにして、時系列で過去の状況も把握できるようにしています。  
○相談に関する業務要領書の見直しを年1回（8月）に行っています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
コメント		
<p>○リスクマネジメントに関する責任者は管理職（施設長・副施設長）となっています。</p> <p>○「養育の質向上マニュアル」にユニット会議でヒヤリハット、事故事例の振り返りを行い、KYT（危険予知トレーニング）研修を行って再発防止策と職員の養育・支援の質を高めることを明文化しています。</p> <p>○散歩場面での丁字路、踏切付近や室内でのキッチン、子どもの生活場면을写真で取り、危険が予想される場面のデータの収集を行っています。</p> <p>○職員に対して内部研修としてAED操作研修、事故を発生させない運転担当者の役割、怪我及び疾病等速やかな対応について、KYTを4回実施し、安全確保に努めています。</p> <p>○今年度、乳児課の目標にヒヤリハット対策を挙げ、安全確保に関する原因と再発防止に向けて取り組んでいます。積極的に収集したヒヤリハット事例から養育内容・環境の検討を行い、改善のための実践に結び付けています。ヒヤリハット報告は毎月ユニット会議で取り上げ、事故防止策の評価・見直しを行っています。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
コメント		
<p>○感染症に対しては、看護師が管理責任者となっています。</p> <p>○健康管理課では乳児課と話し合い、マニュアルの纏めを行いました。看護師が講師となり特定手順書を活用して研修を行いました。</p> <p>○感染症の予防のため、職員は出勤前の検温、出勤時の手洗いを行い、オムツ交換後には必ず手洗いをすることを徹底しています。面会者、ボランティアにもうがい・手洗いの徹底を依頼しています。感染症の情報は、嘱託医や小学校に直接問い合わせ、インフルエンザ患者数の推移など情報を得ています。</p> <p>○感染症が発生したときは、嘱託医・看護師と相談しながら蔓延防止に努めています。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に進めている。	a
コメント		
<p>○災害時の対応責任者は管理職となっています。避難訓練は毎月行い、火災、地震、台風を想定したものとなっています。消防署立ち合いの訓練は年1度行っています。</p> <p>○子どもや職員の安否確認は、業務要領書の「災害時の避難」に基づいて、全職員への携帯メールで行っています。子どもの安否は職員が把握しています。</p> <p>○「災害時の備蓄品管理」にて水、米、レトルト食品、オムツなど1週間分の災害備蓄品を防災倉庫に保管しています。</p>		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
コメント		
<p>○養育・支援の標準的な実施方法について、受入から退所までの担当や目的、手順を記載した「業務要領書」があり、各課や事務室に置き常に確認できるようにしています。</p> <p>○OJTチェックリスト、態度・マナー自己評価のチェックリスト、より適切なかわりをするためのチェックポイントに子どもの尊重や権利擁護について姿勢を明示しています。職員はチェックリストを用いて定期的に自己評価を行っていますが、乳児のプライバシー保護についても明示することが望まれます。</p> <p>○業務要領書理解度評価を年1回実施し、手順の理解に努め、そのほかのチェックリストは3か月に1回係長との面談で実施状況の確認や指導を受ける仕組みがあります。</p>		

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
コメント		
<p>○手順を定めた業務要領書は、職員からの意見を基に課長が毎年8月に1回文書レビューとして見直しています。変更が生じた場合は職員全員に配付しています。</p> <p>○職員や面会時に保護者から意見があった場合は、ユニット会議や職員会議で検討し、実施方法の見直しを行う仕組みがあります。</p> <p>○今年度、見直した事例として、入所時・退所時のアセスメントを実施することや職員からの提案で策定管理表を省略することなどがあります。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
コメント		
<p>○業務要領書に入所関連・自立支援計画策定の手順と策定の仕組みを記載しています。</p> <p>○入所時にアセスメントを実施し、短期自立支援計画を策定しています。入所後1か月でプラン検討会を開催し、自立支援計画を策定し、その後、自立支援計画検討会年間予定表を基に3か月ごとにプラン検討会を開催して自立支援計画を見直しています。</p> <p>○自立支援計画は短期自立支援計画と今後の見通しを児童相談所と協議して策定する長期自立支援計画があります。策定には、施設長、課長（家庭支援専門相談員）、係長、担当職員、心理療法担当職員、栄養士、看護師、里親支援専門相談員の合議と保護者からの意向を聴いて策定しています。</p> <p>○支援困難など課題がある場合はケース検討会を開催して検討しています。対応の仕方の変更や言葉のかけ方の配慮などを見直すことや方向性について検討することもあります。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
コメント		
<p>○3か月に1回プラン検討会（施設長、課長兼務家庭支援専門相談員、係長、担当職員、健康管理職員、栄養管理職員、心理担当職員、里親支援専門相談員）での検討と面会時の保護者からの意向によって、自立支援計画の評価・見直しを実施しています。見直した自立支援計画は関係する課や職員に配付し周知しています。</p> <p>○自立支援計画を緊急に変更する場合はユニット会議や昼ミーティングで検討し、児童相談所職員との協議を行う体制もあります。</p> <p>○業務要領書に反映すべき事項等、課題がある場合は、ユニット全員で話し合い、再度アセスメントを実施したり、手順に問題がないかなどを検討しています。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
コメント		
<p>○処遇援助システムを導入し、個々の「育成記録」を毎日記録し職員が把握しています。また、乳児課日誌、9時ミーティング、13時ミーティングの記録、個別の引継ぎ事項を書面により確認しています。</p> <p>○記録要領の作成や記録の書き方などは係長が新任職員にマンツーマンで指導を行っています。</p> <p>○職員の情報の共有は出勤時に処遇援助システムによる記録の確認、乳児課日誌閲覧、ユニット会議、乳児課職員会議、9時と13時ミーティングなどで情報の共有を図っています。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
コメント		
<p>○法人の「個人情報保護規程」があり、管理体制として個人情報管理責任者を施設長とし、個人情報保護のための規制などを定めています。</p> <p>○記録類の保管は5年、個々の子どものケースファイルや育成記録は無期限とし、記録類は事務所に施錠保管しています。また、パソコンはパスワードを使用し記録類の持出しは厳禁としています。</p> <p>○入職時に職員は法人が行う研修を受講し、昼ミーティングでは施設長が社会で起きた事例を基に、個人情報保護の重要性について職員に注意喚起しています。また、態度・マナーに関する評価項目の関連項目について、3か月に1回チェックし法令順守に努めています。保護者には入所時に「個人情報利用同意書」について説明し理解してもらっています。</p>		

内容評価基準（23項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a

コメント

○施設の「管理規程」に人権の擁護及び虐待の防止のための措置を規定しています。今年度作成した養育の質向上マニュアルに、子ども主体の養育・支援、最善の利益に向けた養育・支援を取り上げ、権利擁護について記載し職員への周知を図っています。  
 ○乳児課会議で全国乳児福祉協議会発行の①権利擁護とは②より適切なかかわりをするためのチェックポイント③乳児院倫理綱領④改訂版乳児院養育指針⑤養育ブック改訂版を全職員が所持し、これらを用いて乳児課職員会議で学習会を開催し権利擁護についての理解を深めるために取り組んでいます。  
 ○改訂版養育ブックの読み合わせ時に職員間で権利侵害について話し合う機会を持ち（2か月に1回）、3か月に1回の係長との面接時に、権利侵害の防止と早期発見に向けた職員の振り返りを行い、防止と早期発見に取り組んでいます。

(2) 被措置児童等虐待の防止等	第三者 評価結果
① A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b

コメント

○養育の質向上マニュアルに「不適切なかかわりについて、養育ブックを利用して職員に周知し、不適切なかかわりがないよう努める」と明記しています。乳児課職員会議で、養育者が一人にならないよう職員体制を見直し、不適切なかかわり防止に取り組んでいます。  
 ○不適切なかかわりがあった場合の対応方法については、被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づいて対応するようにしています。対応の流れ等をフローチャートにするなど明文化することが望まれます。  
 ●公益通報者保護に関する規程を整備して法令違反行為などの不正行為の早期発見に取り組む体制がありますが、被措置児童等虐待の届出・通告制度について研修会を開催するなど、職員への周知を図ることが期待されます。

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	b

コメント

○子どもとの日常の中で職員は、子どもが声を出したときは、しっかり話を聞き、悲しいときは「かなしいね」と肯定し、泣いたらできるだけすぐ声をかけ、抱っこするように配慮しています。  
 ○入所から退所まで担当養育制をとり、担当職員とは誕生日に外出の時間を作り、遊園地や誕生日プレゼントの買い物、一緒に食事をするなど子どもと個別に関わる機会を作っています。個別の外出は勤務時間内に行い、必要に応じて親子室で一緒に過ごす時間を持ち、愛着関係を育んでいます。  
 ○被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、一人にならないよう側で見守り、近隣への散歩や親子室で一緒に遊ぶなど配慮しています。  
 ●養育者がいつでも側にいるよう配慮していますが、現体制では1人の職員が2人の子どもを担当する場合もあり、十分応じられない場合もあります。

②

A4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。

b

## コメント

○毎朝9時に夜勤職員から日中職員の責任者に引き継ぐ際、看護師、心理療法担当職員、栄養士、夜勤職員、日中職員の責任者でミーティングを開いて、子どもの状態にあったその日のプログラムを決めています。

○ユニットは玄関、ダイニングキッチン、寝室、浴室などを備え、遊びのコーナーはパーティションで区切って年齢や発達によって使い分けています。

○室内にマットを敷いて、ブロックやおままごとを楽しみ、段ボールで制作した乗り物などで自由に遊ぶ空間があります。

○衣類はそれぞれ引き出しに収納し、月齢や発達に応じて自分の好みで選べるようにしています。スプーン・コップ・茶碗などの食器は1歳のお誕生日に購入し、個別化しています。

○近隣は自然に恵まれ、ミカン狩りや芋ほりの体験、田植えや稲刈りの見学、バッタやザリガニとりなどを楽しんでいます。

●担当職員とかわわりを大切にしていますが、職員体制の中で、十分満足感が得られるまでには至っていません。

③

A5 子どもの発達を支援する環境を整えている。

b

## コメント

○担当職員は子どもの発達特性や「乳幼児のこころと子育て」「対応の難しい子へのかかわり」などについて学び、児童相談所から情報提供された、一人一人のこどもの入所までの生活経験や身体の状態などを遊びの中で確認、把握し尊重しています。

○職員は子どもの状況に応じて、「すごいね、かっこいい、上手だね」と外出から帰った子どもに声掛けし、楽しく手を洗うように促しています。自分の思いが十分伝えられない子どもに職員は、子どもの表情からくみ取って代弁し、受け止めるようにしています。

●言葉を獲得し始めた子どもが話しかけてきたときは、できるだけその場で聞くようにしていますが、特に夜間帯は職員数も少なく、子どもが泣いても、すぐに対応できない場合があります。

## (2) 食生活

①

A6 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

a

## コメント

○ミルクの量は、看護師が作成した子ども一人一人に合わせた調乳管理表に従って、保育士がユニット内の調乳専門キッチンで調乳しています。

○子ども2名に対して1名の保育士を担当させる養育担当制を取っています。常に同じ大人が関わることで子どもとの信頼関係が出来るようになっていきます。保育士は子どもと目を合わせて静かな空間の中でゆったりした気持ちでミルクが飲めるようにしています。

○職員は乳幼児を抱いて授乳するよう配慮しています。中には入所前の家庭環境によって一人飲みが習慣づいてしまっている場合があり、その子どもに合った授乳を心掛けていくことで抱っこされて飲むようになっていきます。

②

A7 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

a

## コメント

○離乳食を始める時期は、プラン検討会で話し合っています。離乳食を開始してから完了まで、子ども一人一人の状況を見て進めていきますが、目安として5～6か月を初期、7～8か月を中期、9～11か月を後期、12ヶ月以上を完了期としています。離乳食は子ども一人一人の咀嚼、嚥下に応じた食材の調理法を工夫して提供しています。

○食事を嫌がったり、遊びだしたりした場合は、食器、スプーンを替えてみたり、椅子からお座りに座位を替えたりして子どもの気分を変え食べられるようにしています。

○子ども一人一人の状況に合わせて担当職員、栄養士、看護師が確認し、離乳食を進めています。随時プランを作成し、プラン検討会で子どもの離乳食の進み方を確認し、その子どもに合った食材の大きさや食品の種類などを検討し進めています。子どもの食物アレルギー対応は栄養士と相談しながらチェック表を見て食材を提供しています。看護師が食後の全身の皮膚の状況を見て食物アレルギーの有無を判断しています。

③

A8 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

b

## コメント

○食事場所は遊びの場とはパーテーションで区切っています。2歳以上の子どもはテーブルに向かって座り、職員の介助を得ながらスプーンを使って食べています。職員は「おいしいね。いっぱい食べてね。」などと声をかけ食事を促しています。椅子の高さは、子どもの足が床につく高さになっています。食後の歯磨きは、離乳食時はガーゼで職員が磨き、上下の歯が2本になると職員のひざで仕上げ磨きをしてもらっています。

○食事開始時間は乳児と幼児では食事の形態が違うので時間をずらしています。幼児には「今日のご飯はなに？」とメニューを知らせて「いただきます」をして食事を始めます。職員は子どもの介助をする際に箸の使い方や、モグモグと噛む様子を見せておいしく食べられるように配慮しています。

○職員は子どもに無理強いすることなく、声掛けをして食が進むように介助しています。子どもの様子を見ながら、子どもが好きなもの、食べたいものを把握しています。また、子どもが食べたそうにしている姿を見て声掛けし、いろいろな食材が食べられるようにしています。新しい食材を食べられたときは子どもを十分褒めることにしています。子どもの誕生日には好みの献立を栄養士と相談し、職員も一緒に食べ、お祝いしています。

○栄養士は毎日子どもの喫食状況を見ています。ご飯、みそ汁、おかずなどを摂取記録表に記録して、子どもの発達状況確認の資料としています。

④

A9 栄養管理に十分な注意を払っている。

a

## コメント

○栄養士がカロリーや栄養バランスを考慮し、毎日の献立を作成しています。季節ごとに旬の野菜を使う配慮をしています。

○食物アレルギーについては、離乳食時にチェック表を使って調べた結果、アレルギー症状について国立相模原病院で確認をしてもらっています。アレルギーのある子どもの食事は代替食にしており、下痢気味の子どもにはご飯をおかゆにするなど子どもの体調に合わせた食事の提供をしています。

○栄養士は毎日子どもの様子を見て残食などの確認をして、子どもの好き、嫌いを把握して献立に反映しています。

○子どもの食事は、各ユニットで職員が「今日のご飯は何から作るか」などを子どもと話しながら作っています。子どもが直接食事作りを見ることができ、食事への興味を持たせることができます。

## (3) 日常生活等の支援

①

A10 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

a

## コメント

○衣類は一人一人の子どもの発達に応じて体型に合ったものや着脱しやすいものを用意しています。また、職員は乳幼児の活動状況に応じて着替えたり、気候や場面の变化での着替えなどにも配慮しています。着替えは子どもの発達に応じて自分で出来るように配慮しています。

○個人の衣類は自分の筆筒の引き出しに収納しており、自分でできる子どもは職員と一緒に行き、好きな衣類を出して着替えたり、収納したりしています。季節の入れ替えは職員が行っています。

②

A11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

b

## コメント

○睡眠は寝室で取り、午睡時はカーテンを閉めて部屋をうす暗くして眠りやすい環境にしています。寝具は防水シーツ、綿毛布、布団を使っています。

○子どもの睡眠時の状況は、タイマーを使って15分おきに呼吸チェック、うつぶせ寝の確認をしています。異常があった場合に備えて、寝具にベビーセンサーを設置し、子どもの睡眠時の状況を確認しています。

●子どもが寝るときには、本読みをしたり、抱っこしたり、背中をトントンしたりして眠りを促しています。眠くなった子どもや月齢の低い子どもから職員と一緒に寄り添って寝かせるよう配慮していますが、子どもの入眠時間に個人差があり、対応しきれないことがあります。

③

A12 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

a

## コメント

○入浴は毎日行い、入浴時間は15時から17時まで、小さい子どもから順番に入っています。乳児はベビーバスを使い、幼児は職員が浴室で身体洗いや洗髪の手伝いをし、浴槽には子どもが一人で入って、玩具で遊んでいます。担当職員とテレビのヒーローの話や、今日の散歩の様子など話しながら入浴しています。入浴後には、職員がバスタオルで子どもの身体を拭き、個々の引き出しから出してきた衣類に着替えさせています。散歩の後や活動や気候の変化などで汗をかいた場合は、沐浴や浴室でのシャワーを行い体を清潔にしています。

④

A13 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

b

## コメント

○食前食後や遊びの切り替えのときなどの生活の区切りにおむつ交換をしています。おむつ交換のときにはできるだけ子どもに話しかけるようにしています。  
 ○トイレトレーニングは、ことばが理解できるようになるなど個々の発達に応じて始めるようにしています。当初は1時間を空けてトイレで便座に座ることから始め、排泄ができたときは、大きな声で褒めて、子どもに排泄の喜びと感覚を忘れないようにしています。  
 ○子ども一人一人の排泄パターンを把握し、時間や子どもの様子をみながらトイレ誘導をしています。おむつを外してトレーニングパンツで散歩に出ることもあります。  
 ○職員は子どもの発達に応じてトイレトレーニングを行い、個々の排泄の自立につなげられるよう配慮していますが、一人一人のリズムや気持ちに合わせることで現人員体制の中で難しい場合があります。

⑤

A14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

b

## コメント

○子どもの好みや発達に合わせて、玩具を選んでいきます。玩具の大きさは子どもの手の大きさに合わせるようにしています。  
 ○戸外活動は、相模川河畔の散歩、遊歩道での紫陽花、河津桜、菊の鑑賞などを行っています。  
 ○子どもたちは遊びを通して、地域の人や自然との触れ合いを通じて、ルールのある遊びを知り、花や虫との関わりで命の大切さを知ったり、季節を感じいろいろなことを学ぶ機会になっています。  
 ○自分の玩具はユニットの収納室にあり、必要なときは職員と一緒にユニットに持ち帰り遊ぶことができます。  
 ○異年齢の子どもが生活を共にしているのでユニット内の環境設定は難しい面もありますが、ユニット内にパーティションで区切ってコーナーを設け、コーナーではままごとやブロックなどで遊ぶことができます。  
 ○ユニット内の収納棚をオープンにして、子どもが遊びたいおもちゃを分かるように整理してあります。高いところにあるおもちゃは、子どもの要求によって職員が出し入れしています。低いところのおもちゃは口に入らない危なくないものを自分で取り出して遊べるよう工夫しています。

## (4) 健康

①

A15 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

a

## コメント

○子どもの健康状態は、子ども一人一人の健康調査票に記入して把握しています。健康調査票には健康状態（病気、排泄、睡眠）、生活（食事、入浴、性格）などを記入しています。子どもの体調に変化があったときは看護師が確認し嘱託医に相談し、必要があれば往診を依頼しています。  
 ○嘱託医は月2回健康診断で施設を訪問し、子ども一人一人の成長や発達、睡眠が十分とれているかなど健康状態を確認しています。必要に応じて紹介状により他機関を受診する場合があります。  
 ○予防接種や乳幼児健診は担当職員が連れて行って受診しています。  
 ○ミルクや離乳食を開始したときは、随時プラン検討会で話し合っています。栄養士と看護師がチェック表に基づいて確認を行い、異常が出た場合は国立相模原病院にて診察を受けています。

② A16 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

a

コメント

○子ども一人一人の健康状況は健康調査票で管理し、プラン検討会で確認し、病弱児、アレルギー児の健康管理を確実にできるようにしています。  
○看護師が作成する服薬管理表に基づいて、処方箋から処方薬のセット、ユニットへの引き渡しのルールを決め実行しています。  
○子どもの療育計画や発達支援計画は相模原南部療育センターと連携を取りながらプラン検討会で話し合っており、今後の支援方法を決めています。プラン検討会では療育センターからの支援計画と施設での支援プログラムに基づいて話し合い、自立支援計画を変更し、適切な支援ができるよう取り組んでいます。  
○嘱託医からの定期的な往診があり、専門医や主治医とは常に連携を取っており異常があればすぐ対処してもらえる体制があります。

(5) 心理的ケア

① A17 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

b

コメント

○心理担当職員は毎朝ミーティングに参加し、行動観察からも子どもの状況を把握し、3か月に1回「遠城寺式乳幼児分析的発検査」による発達チェックを行っています。アセスメントシートの心理欄は施設と児童相談所の検査結果や発達・情緒・対人関係などについての現在の状況を心理担当職員が記入しています。アセスメントシートを基にプラン検討会に出席して、自立支援計画策定に参加し、計画に基づいて心理支援を行っています。  
○保護者との面会時に心理療法担当職員が同席して子どもの様子を伝えたり、子どもへの声掛けの仕方を保護者にアドバイスをを行い、保護者への支援を行っています。  
○毎月、大学の講師が来訪し、心理療法担当職員とコンサルテーションを行っています。  
●心理療法担当職員が職員に、心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応の仕方についてスーパーバイズを行っており、心理療法担当職員が大学講師からアドバイスを受ける体制はありますが、職員が対応に関するコンサルテーションを行うまでには至っていません。心理的支援に関するコンサルテーションを行うことが望まれます。

(6) 親子関係の再構築支援等

① A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

コメント

○家庭支援専門相談員は、面会時に保護者からの相談や課題などについての話しに共感し、信頼関係の構築に努めています。子どもの成長の節目（お宮参り、お食い初めなど）一緒に成長を喜ぶようにしています。また、子どもが初めてできたことは、できるだけ保護者が成長を第1に感じ取れるように配慮し、共に成長を喜んでいきます。  
○面会でできない保護者には、子どもの睡眠・排泄・授乳や食事を中心に日常の様子を画面にし、行事への参加の写真を添えて2か月に1回手紙を送っています。  
○保護者の相談に応じて、家庭支援専門相談員が面接の設定を行い、面会前日から子どもの日常の様子を画面で伝え、必要に応じて対応の仕方や言葉かけなどを助言しています。現在は専門的なカウンセリングは児童相談所が担っています。今後は家族の不安や抱えた心理課題を受け止め、課題に向けて寄り添い示唆ができるよう専門性を高めることが望まれます。

<p>② A19 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	b
<p>コメント</p> <p>○入所時に家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、担当職員は、児童相談所からの情報提供を基に入所理由を把握し、ケアの方向性についてアセスメントを行っています。</p> <p>○家族交流プログラムに基づいて、可能な場合は保護者が同席して、施設職員（担当職員・心理担当職員・家庭支援専門相談員）と児童相談所職員（担当福祉司・親子支援担当職員）が合同ミーティングを行い、家族交流に向けた目標を設定しています。</p> <p>○プログラムに沿って面会や外出、一時帰宅を実施し、帰園した際にはおむつ替えや着替えの際に子どもの身体等観察し、不適切なかわりがあった場合の早期発見に努めています。</p> <p>○入所の際の課題によって、児童相談所を中心にネットワークミーティングを開催して、他機関と連携・協働し地域の民生・児童委員や保育園などと役割分担を行い、親子関係の再構築に向けて取り組んでいます。サービス資源の提供は児童相談所が中心にソーシャルワークを行っています。</p> <p>●課題に応じて適切な機関へつなげられるよう相談したり、精神、心理相談のできる機関との連携はありません。現在は児童相談所を中心につなげられるよう努力しています。</p>	
<p>(7) 養育・支援の継続性とアフターケア</p>	
<p>① A20 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。</p>	a
<p>コメント</p> <p>○子どもが家庭復帰の場合は面会・外出・外泊を順序だてて行き、退所後の通園する保育園への慣らし保育や、施設の親子室を利用して、心理担当職員や家庭支援専門相談員の支援のもとに親子で1泊から3、4泊の生活体験を行っています。</p> <p>○施設の相談窓口は課長（家庭支援専門相談員）となっており、退所後に訪問したり電話で相談を受けたりしています。</p> <p>○退所後は児童相談所をはじめ、行政機関（こども家庭課・南生活支援課・南子育て支援センター）、学校、保育所、主任児童委員などと連携を図り、安定した生活ができるように取り組んでいます。</p>	
<p>(8) 継続的な里親支援の体制整備</p>	
<p>① A21 継続的な里親支援の体制を整備している。</p>	b
<p>コメント</p> <p>○1ユニット6人の小規模による家庭的養護に取り組んでいます。アセスメントやプラン検討会での自立支援計画策定時に子どもの方向性を検討し、子どもの里親委託候補児童を挙げています。</p> <p>○相模原市の里親支援事務局として里親のなり手を増やす啓発活動に協力し事業計画に記載しています。市で行う里親フォーラムに協力したり、里親になりたい人からの相談を受け、施設内研修では職員が里親の体験談を聴いたり、3日里親と情報交換を行うなど里親制度の理解を深めています。</p> <p>○里親支援専門相談員を配置し、家庭支援専門相談員と共に児童相談所と連携して里親委託の推進にあたっています。</p> <p>●神奈川県乳児院中・長期計画及び方向性が現在検討中で、施設としての中・長期計画は相模原市に提出していますが回答がない状況です。</p>	
<p>(9) 一時保護委託への対応</p>	
<p>① A22 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p>	a
<p>コメント</p> <p>○児童相談所からの一時保護依頼に対して乳児が速やかに入所できるように業務要領書の手順に沿って進めています。児童相談所からの児童記録、社会診断などの情報を基に職員は子どもの状況を理解し、児童相談所職員と連携して2週間以内にアセスメントを行っています。アセスメントの結果は「入所・退所アセスメントシート」に身体的・心理的・関係性の側面から子どもの様子を記入し職員間で共有しています。</p> <p>○受け入れ時の目的や手順を記載した業務要領書をマニュアルとしています。入所時に感染症が疑われる場合は隔離対応し、その他は医師の往診時に健康診断を行い、入所時確認票に生活状況や健康状態を記載し医師が署名しています。</p> <p>○一時保護後、2週間以内に担当者が作成したアセスメントシートを基に検討会で自立支援計画（短期）を策定していません。担当職員をはじめ児童相談所職員、栄養士、健康管理課職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理担当職員が連携・協働し、今後の方向性について検討し、支援を行っています。</p>	
<p>② A23 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p>	b

コメント

○相模原市児童相談所からの緊急一時保護を受け入れ、施設長・課長が対応しています。

○入所時に必要に応じて近隣の診療所や相模原南メディカルセンター急病診療所、国立相模原病院と連携し対応しています。

○緊急一時保護の場合も、児童相談所と連携して状態把握に努め、担当職員、栄養士、健康管理課職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理担当職員が連携し、養育環境について検討しています。

●緊急一時保護を受け入れる場合も、業務要領書の「一時保護」の手順に沿って進め、アレルギーへの対応なども行っています。必要事項を追記するなど「緊急一時保護用」を作成することが望まれます。

●観察室は設けてありますが、「観察期間」の実施は職員体制が整わず、実施していません。

●緊急一時保護委託は情報がない場合が多々あり、感染症への罹患状況も不明で潜伏期間の対応も十分ではありません。入所後速やかに医療機関と連携して対応を図り、健康状態の把握に努めることが期待されます。